

長 第 04140002 号
令和 3 年 7 月 30 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、新規感染者数が全国で初めて 1 万人を超え、また、緊急事態宣言の対象地域が 8 月 2 日から首都圏の 3 県と大阪府が加わり 6 都府県に拡大され、一方、県内においても、7 月 29 日に新規感染者が 43 人と急拡大している状況です。

特に、感染力が強い変異株（デルタ株）による感染が全国で急拡大しており、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染につながるおそれがあるため、更なる感染拡大に強い危機感を持ち対応すべき状況にあります。

以上の状況から、「県民の皆様へのお願い」にあるように、特に、大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしないこと、加えて、ワクチン接種後も、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を実施すること及び少しでも症状（発熱・咳・倦怠感・味覚異常など）が出れば出勤せず、直ちにクリニックを受診することについて、引き続き、気を緩めることなく、徹底をお願いします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたので、内容について了知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省からの通知等（URL 等参照）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 25 報）（令和 3 年 7 月 19 日付け厚生労働省事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
- (2) 高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について（令和 3 年 7 月 19 日厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000808326.pdf>
- (3) 県民の皆様へのお願い（和歌山県 令和 3 年 7 月 30 日）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00208110.html>
- (4) （再周知）科学的介護情報システム（LIFE）に係る対応等について（令和 3 年 4 月 23 日厚生労働省事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
（注 3.LIFE へのデータ提出の期限について 本取扱いによる LIFE へのデータ提出に係る猶予期間は、令和 3 年 8 月 10 日までとなりますので、4 月～6 月サービス提供分までのデータ提出については、同日までに LIFE ヘデータを提出して頂く必要があります。）

県介護サービス指導室
TEL：073-441-2527（直通）

事務連絡
令和3年7月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第25報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第25報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）」（令和 3 年 5 月 6 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）」（令和 3 年 5 月 20 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）」（令和 3 年 7 月 2 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）について、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等について同様の取扱いとして差し支えないか。

（答）

差し支えない。

<参考>

○第 21 報の主な内容

老健等における医師が、入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第 22 報の主な内容

事業所等の看護職員が、自事業所等の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自事業所等の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第 24 報の主な内容

職員が新型コロナワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準や加算の要件を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えないことを示すとともに、第 21 報及び第 22 報の取扱いは、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合にも同様の取扱いとして差し支えないことを示したものの。

事務連絡
令和3年7月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について

高齢者施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

高齢者施設等における面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、対応を検討することが必要であり、感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和2年10月15日付事務連絡」という。）において示しているところです。

今般、高齢者施設等における面会に係る感染拡大防止のための対応事例及び留意事項等について、再度整理しましたので、下記のとおりお示いたします。

現在、複数の都府県に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されているところではありますが、介護保険施設等の運営基準においては、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならないとされていることも踏まえ、ご対応頂けるよう、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いいたします。

記

1. 面会に係る事例集

「介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について」（令和3年3月9日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示しした「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する事例集（令和3年3月9日版）」のうち、介護施設・事業所等における新しい生活様式を取り入れた面会の実施例に係る内容について、別紙のとおり面会の手法別（対面での面会、ガラス越しでの面会等）に改めて整理をしたので、参考にされたい。

2. 高齢者施設等の施設内で面会を実施する場合の留意事項（令和2年10月15日付事務連絡より一部抜粋）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず

使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。

- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

対面での面会を実施する事例

条件

実施方法

工夫など

- ・予約制
- ・1組3名まで(面会希望者が付き添いが必要な方等の場合は3名以上も可)
- ・面会時間 15分/回
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・換気可能な相談室等で実施
- ・看取りの場合は居室でも可
- ・窓、ドア等は開けて実施
- ・正面で向かい合うことは避け、1メートル以上の距離を保つ
- ・面会者に飲み物を提供する場合は、面会前に玄関ロビー等で対応。

- ・家族にお手紙で注意事項を送付。
- ・居住空間の見学要望に対しては、職員同行、マスク着用、20分以内、居室入室は不可、窓開放、ドアスイッチ等は職員が対応

- ・予約制
- ・面会(30分以内、1組3人以内)

- ・専用スペース(ロビー又は多目的室)

- ・面会後の消毒の徹底
- ・家族との外出可(スタンダードプリコーションの徹底)

- ・予約制
- ・面会時間 15分/回
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・デイルームで入居者と面会者の間に透明シートを設置して実施

- ・入居者が少ないため、1日当たりの面会者数等の制限は設けてない
- ・施設長名でルールや注意事項をお知らせ

新しい生活様式を取り入れた面会（介護施設・事業所での実施例②）

ガラス越しでの面会を取り入れた事例

条件

- ・予約制
- ・面会時間 10分/回
- ・1組の面会者は2～3人まで
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

- ・予約制（水、土、日の14～16時、1日最大8組まで）
- ・面会時間 10分/回

- ・予約制
- ・面会者は1名
- ・実施前に家族にチェックリストを記載していただく

実施方法

- ・ガラス越し面会（エントランス）：1日5組まで。

- ・ガラス越し面会（1階ホール）

- ・ガラス越し面会
- ・生活支援を行う人は居室で面会（15分以内）
- ・ターミナルの場合は居室内（10分程度。1人ずつ。）

工夫など

- ・予約時又は毎月のお便りで、注意事項を説明
- ・面会時間が重なり強い希望がある場合、1ブース追加開放可能。

- ・ガラス越しでは会話ができないため、同時に携帯電話を使用

- ・同じ面会者は2週間に1回
- ・家族が遠方の場合、WEB面会。日頃の入居者の様子を写真等を添付してメールで連絡

オンラインでの面会を取り入れた事例

条件

- ・予約制（月曜から土曜の13時から15時）
- ・面会時間 20分/回

- ・予約制（10時～16時）
- ・テレビ電話 30分/回
- ・面会回数 1週間に1回まで

実施方法

- ・リモート面会（ZOOMで施設と自宅を結ぶ）

- ・テレビ電話
- ・ターミナルケア対象の方は居室での面会（15分程度）

工夫など

- ・機会の平等を図るため、予約は1回、面会終了後に次回の予約が可能に
- ・リーフレットを作成し、家族に郵送（ホームページでも案内）

- ・予約時に家族に説明、初回はお手紙で注意事項連絡
- ・ターミナルケアの方への面会時は、全身に防護具を着用

県民の皆様へのお願い（令和3年7月30日）

- ・ オリンピック・パラリンピックは、家族など普段から会う人と自宅で応援
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間

- ・ 本県への帰省については、在住地の感染状況を踏まえ、慎重な行動を
- ・ 症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
家族に発熱があれば、出勤を控える



- ・ 安全な生活・安全な外出を心がける



- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ・ 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する
- ・ ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の対策を
- ・ キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る
- ・ 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する



- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う



- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を



- ・ 学校の部活動の制限について
「緊急事態措置区域」等の学校との練習試合等は禁止
それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動

オリンピック・パラリンピックは、家族など普段から会う人と自宅で応援

- ・オリンピックやパラリンピックについては、家族など普段から会う人と自宅でテレビ観戦などで応援してください。大人数での飲食を伴う観戦・応援イベント等の開催も控えてください。

大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福岡県、沖縄県への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない

- ・各都道府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。やむを得ず外出が必要な場合は、基本的な感染症対策を徹底し、会食や接待を伴う飲食はしないでください。

本県への帰省については、在住地の感染状況を踏まえ、慎重な行動を

- ・お盆や夏季休暇等で和歌山県に帰省することを検討されている方は、お住まいの都道府県が発表している外出自粛要請や都道府県間移動の自粛要請等を遵守いただきますようお願いいたします。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

家族に発熱があれば、出勤を控える

- ・発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤・通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失しても、通勤・通学は無理をしないようにお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤・通学はしないようお願いします。

安全な生活・安全な外出を心がける

- ・和歌山県内にお住まいの方は、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行など、基本的な感染症対策を心がけてください。その上で、感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所への外出を心がけてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底する

- ・催物等の開催に当たっては、国が示す収容率や人数上限等の基準を遵守するとともに、その規模に関わらず、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。なお、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、県に事前相談をお願いします。

ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の対策を

- ・ワクチンは、高い有効性が認められるものの、100%の発症予防効果が得られるものではなく、他人への感染をどの程度予防できるかは、明らかになっていません。ワクチン接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行等をお願いします。

キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

- ・キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならない等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。

冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する

- ・窓を閉め切って冷房設備を使用する場合、室内が密閉空間となることから、感染リスクが高まるおそれがあります。そのため、定期的な換気を行ってください。

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等をチェックし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。
また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。
濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

学校の部活動について、緊急事態措置区域等の学校との練習試合等は禁止

それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動

- ・学校の部活動について、県内外の学校との練習試合や合同練習等は、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域、住民に不要不急の外出の自粛を要請している区域等は禁止とします。それ以外については、感染防止対策を十分に講じた上で活動することとします。

県民の皆様へのお願い
～特に今、お願いしたいこと～

令和3年7月28日
記者会見

- **オリンピック・パラリンピックは、
家族など普段から会う人と自宅で応援**
- **東京都や大阪府などでの会食は
やめましょう**
- **本県への帰省については、在住地の
感染状況を踏まえ、慎重な行動を**

県民の皆様へのお願い
～特に今、お願いしたいこと～

- **ワクチン接種後も
引き続きマスク着用等の対策を**
- **在宅勤務(テレワーク)の積極的な
活用を**
- **症状が出れば、通勤通学を控えて
直ちにクリニックを受診**

県民の皆様へのお願い

— 新型コロナウイルス感染症対策 —

本県でも新型コロナウイルス・デルタ株^{*}が確認されました。デルタ株は感染力が強く、重症化するリスクも懸念され、家庭に持ち込まれると、家族みんなが感染するおそれがあり、今後、帰省や旅行などで人の移動が多くなることも見込まれるため、さらなる注意が必要です。

皆様には、マスクの着用、手指消毒、密を避けるといった基本的な感染予防対策と、下記5項目の遵守をお願いします。

^{*} デルタ株・・・2020年10月にインドで最初に検出された変異株

・東京都や大阪府などでの会食はやめましょう

(^{*}) 県外に行って、又は県外の人と接触して感染したと推定される方の感染経路(都道府県別)は、大阪府が74%でトップ(3/14~5/31公表分)

- ・ 本県への帰省については、在住地の感染状況を踏まえ、慎重な行動を
- ・ 冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染予防対策を徹底
- ・ 症状があれば通勤通学をせず、直ちにクリニックを受診
- ・ ワクチン接種後も引き続きマスク着用などの対策を



安全な生活・安全な外出を心がけましょう！



各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（L I F E）
に係る対応等について

計5枚（本紙を除く）

Vol.973

令和3年4月23日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3945)

FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）に係る対応等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度からの科学的介護情報システム（LIFE）の活用等について、現在、短期間で多数の利用申請をいただいているところですが、これに伴う状況及び事業所等の取扱いについて下記のとおりお知らせしますので、管内の市町村及び介護サービス事業所等へ周知をお願いいたします。

記

1. LIFEの利用申請に係るはがきの発送について

科学的介護情報システム（LIFE）の活用に当たっての利用申請に当たっての対応に、一部遅れが出ておりましたが、3月25日までに申請いただいた事業所に対しては、申請に必要なはがきの発送を4月16日までに終了しましたので、お伝えいたします。

（参考）当初お示ししていた利用申請処理スケジュール

- ・ 令和3年3月18日までに利用申請した場合：令和3年4月上旬からLIFE利用開始可能
- ・ 令和3年3月25日までに利用申請した場合：令和3年4月前半からLIFE利用開始可能

2. LIFE ヘルプデスクの対応について

各事業所からのLIFEヘルプデスクにおける対応についても、現在、多数のお問い合わせをいただいておりますが、お問い合わせをいただいているご質問等に係る確認等に時間を要している状況です。4月12日以降、順次体制の増強を行っている状況にありますので、今後、対応状況が改善していく予定です。

一方で、今後、お問い合わせ内容についての必要事項の迅速な把握に向けて、

メールアドレスへのご連絡から「問い合わせフォーム」からのお問い合わせに移行をしていく予定です。引き続き電話での問い合わせだけではなく、LIFE の操作マニュアル等の web サイトをご覧いただいた上で、可能な限り「問い合わせフォーム」からのお問い合わせにご協力いただくようお願いします。お問い合わせ頂くに当たっては、web サイト上に「問い合わせフォーム」専用ボタンを用意しておりますので、そちらから必要事項を入力の上で、お問い合わせいただくようご協力をお願いします。

なお、これまでのお問い合わせの内容等も踏まえて、web サイト上に、Q&A 等を順次掲載をする予定ですので、web サイトの「良くある問い合わせ」からご確認をいただくようお願いします。

3. LIFE へのデータ提出の期限について

LIFE によるデータの提出等を要件として含む加算（※）について、令和 3 年 4 月より加算の算定等を行う場合、令和 3 年 5 月 10 日までに LIFE を用いて、加算ごとに必要なデータの提出を行うこと等としておりましたが、

- ・ 4 月に LIFE に関連する加算を算定できるように、これまで事務連絡等でお示ししていた期限までに新規利用申請をしたにも関わらず、新規利用申請に係るはがきの発送が遅延している場合

又は

- ・ 4 月に LIFE に関連する加算を算定できるよう、LIFE の操作マニュアル等の web サイトを確認し、LIFE の導入等について、ヘルプデスクへの問い合わせを行っている場合であって、回答がない又は解決に至らないことにより、期限までにデータ提出が間に合わない場合

については、令和 3 年 5 月 10 日までに LIFE へのデータ提出が出来なかった場合であっても、できる限り早期（5 月 10 日以降でも可）に LIFE にデータ提出を行うことで、令和 3 年 4 月サービス提供分における加算を算定できることとし、6 月サービス提供分まで同様の取扱いを可能とすることとします。なお、本取扱いによる LIFE へのデータ提出に係る猶予期間は、令和 3 年 8 月 10 日までとなりますので、4 月～6 月サービス提供分までのデータ提出については、同日までに LIFE へデータを提出して頂く必要があります。

（※）対象の加算

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、個別機能訓練加算（Ⅱ）、ADL 維持等加算（令和 4 年 4 月以降の加算算定に係るデータ提出）、リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ及び（B）ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算、

褥瘡対策指導管理(Ⅱ)、褥瘡マネジメント加算、自立支援促進加算、排せつ支援加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)、薬剤管理指導の注2の加算、栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、科学的介護推進体制加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算(Ⅱ)

また、5月10日以降にデータ提出する場合について、4月サービス提供分から加算を算定する場合、4月に評価したデータを提出していただく必要があるとともに、今後データ提出が行われた事業所の平均等の情報の提供を7月頃までに行う予定であり(今後改めてお示しします。)、当該情報と事業所で評価を行ったデータを活用しPDCAに沿った取組を行っていただくこと等により、当該加算のデータ提出やフィードバック情報の活用等の満たすことが必要ですので、ご注意ください。

さらに、当該猶予の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画を策定することで、猶予措置の適用を受け本加算の算定をできるものとします(別添の通り様式例もお示しします)。なお、提出すべき情報を令和3年8月10日までに提出していない場合は、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うことが必要です。

4. 新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請について

新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請に当たり、都道府県への協力の依頼を行っていたところですが、現時点で情報の未登録の都道府県や内容に確認を要する都道府県に対しては、厚生労働省及び事業委託先より、照会等を行う場合がありますので、速やかな情報の登録等の対応をお願いします。

都道府県別の新規利用申請のスケジュールについては、LIFE web サイト上に掲載いたしますので、ご覧ください。なお、4月に LIFE に関連する加算を算定できるように新規利用申請をしようとしているにも関わらず、新規申請ができない場合又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延している場合のデータ提出については、3. と同様に取扱います。

【LIFE Web サイト】

URL : <https://life.mhlw.go.jp>

5. LIFE の機能全般に関するご質問について

各事業所からの LIFE の機能全般に関するご質問は、「LIFE ヘルプデスク」

にて受付しますので、LIFE Web サイト (<https://life.mhlw.go.jp>) 上の「LIFE 問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、可能な限り、LIFE の操作マニュアル等の web サイトをご覧ください。また、「LIFE 問い合わせフォーム」からのお問い合わせにご協力ください。

【LIFE ヘルプデスク】

LIFE Web サイト (<https://life.mhlw.go.jp>) の「LIFE 問い合わせフォーム」からお問い合わせ下さい。

電話番号：042-340-8819（平日 10:00～16:00）

※ これまでご案内してきております「LIFE ヘルプデスク」のメールアドレスへご連絡頂くことも可能ですが、可能な限り上記「LIFE 問い合わせフォーム」からご連絡いただきますようお願いいたします。

別添

LIFE へのデータ提出の経過措置に係る計画書（例）

記載日 令和3年__月__日

事業所名
該当する加算名 <input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ） <input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> ADL 維持等加算 <input type="checkbox"/> リハビリテーションマネジメント加算（A）口及び（B）口 <input type="checkbox"/> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算 <input type="checkbox"/> 褥瘡マネジメント加算 <input type="checkbox"/> 褥瘡対策指導管理（Ⅱ） <input type="checkbox"/> 排せつ支援加算 <input type="checkbox"/> 自立支援促進加算 <input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）及び（Ⅲ） <input type="checkbox"/> 薬剤管理指導の注2の加算 <input type="checkbox"/> 栄養マネジメント強化加算 <input type="checkbox"/> 口腔衛生管理加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算 <input type="checkbox"/> 栄養アセスメント加算 <input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算（Ⅱ）
加算算定を開始する月※ 令和3年__月
データ提出を実施できる見込みの月 令和3年__月
データ提出に猶予が必要な理由 <input type="checkbox"/> 新規利用申請に係るはがきの発送が遅延 <input type="checkbox"/> ヘルプデスクからの回答がない又は解決に至らない <input type="checkbox"/> 新たに事業所番号を取得する事業所等のため新規申請ができない又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

※かかりつけ医連携薬剤調整加算の場合は記載不要

（注） 複数の加算のデータ提出に係る計画をまとめて記載いただいても構いません。